

呉市工事の予定価格の事前公表に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、入札及び契約における適正化、競争性及び透明性の向上を図るため、工事（測量及び工事に関する設計、調査その他建設コンサルタント業務を含む。以下同じ。）の予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）を事前公表することに関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 予定価格を事前公表する工事は、競争入札に付するすべての工事とする。

(公表の方法)

第3条 予定価格の事前公表の方法は、入札方式ごとに次に掲げる方法とする。

(1) 一般競争入札の場合

入札公告に記載し、併せて呉市契約課ホームページに掲載する。

(2) 指名競争入札の場合

呉市契約課ホームページに掲載する設計図書に記載する。

(入札に係る措置)

第4条 予定価格の事前公表を行った工事の入札回数は1回とし、予定価格を超える入札は無効とする。

2 入札参加者は、入札時に入札金額の根拠となった工事費内訳書又は業務費内訳書（次項において「工事費内訳書等」という。）を入札書と同時に提出しなければならない。

3 工事費内訳書等は、返却しないものとし、工事費内訳書等に記載された工事費の合計額若しくは業務費の合計額が入札金額と相違するとき又は内容に不備があるときは、入札を無効とする。

付 則

この要領は、平成17年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成25年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成26年10月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成31年4月1日から実施する。